

京都大学における学生納付金に関する規程

(平成十六年達示第六十三号)

- 第一条 京都大学(以下「本学」という。)における授業料、入学料、検定料、学位論文審査手数料及び寄宿料(以下「学生納付金」という。)については、この規程の定めるところによる。
- 第二条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額(第六条に定めるものを除く。)は、別表第一のとおりとする。
- 第三条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第一期及び第二期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、第一期にあつては四月、第二期にあつては十月に徴収するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、第一期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の第二期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 第四条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 第五条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。
- 第六条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に係る授業料、入学料及び検定料並びに特別聴講学生、特別研究生に係る授業料の額は、別表第二のとおりとする。
- 2 前項の授業料は在学予定期間の当初の月に、入学料は入学を許可するときに、検定料は、入学の出願を受理するときに徴収するものとする。
- 第七条 学位論文審査手数料は、一件当たり五万七千円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。
- 第八条 寄宿料の額は、別表第三のとおりとする。
- 2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。
- 第九条 この規程に定めるもののほか、授業料その他学生納付金に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第1（第二条関係）

第1表 学生に係る授業料等（別表第2に掲げるものを除く。）

区 分	授 業 料(円)	入 学 料(円)	検 定 料(円)
学部	520,800	282,000	17,000
大学院研究科	520,800	282,000	30,000
法科大学院	804,000	282,000	30,000
短期大学の学科 (専攻科を含む。)	379,200	169,200	18,000
転学、編入学、再入学	520,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年 額(円)
学部・大学院の研究科	
昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600
3年度及び平成4年度	375,600
5年度及び平成6年度	411,600
7年度及び平成8年度	447,600
9年度及び平成10年度	469,200
短期大学の学科(専攻科を含む。)	
平成元年度及び平成2年度	248,400
3年度及び平成4年度	274,800
5年度及び平成6年度	300,600
7年度及び平成8年度	326,400
9年度及び平成10年度	342,000

別表第2（第六条関係）

委託生等に係る授業料等

区 分	授 業 料(円)	入学料(円)	検定料(円)
委託生	1単位 14,400	28,200	9,800
科目等履修生	1単位 14,400	28,200	9,800
聴講生	1単位 14,400	28,200	9,800
研究生	月 額 28,900	84,600	9,800
特別聴講学生	1単位 14,400	—	—
特別研究学生	月 額 28,900	—	—

別表第3（第八条関係）

1 国際交流会館（本館・宇治分館・おうばく分館）に入居する学生に係る寄宿料

区 分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯 当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄 宿 料(円)
居室が 单身用 の場合	1.8㎡以上 2.0㎡未満	月額 4,300
	2.0㎡以上 2.5㎡未満	月額 4,700
	2.5㎡以上	月額 5,900
居室が 世帯用 の場合	4.0㎡以上 5.0㎡未満	月額 9,500
	5.0㎡以上 6.0㎡未満	月額 11,900
	6.0㎡以上	月額 14,200

2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料・・・・・・・・・・月額700円

3 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料・・・月額400円